

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

きのこ等の特用林産物の安全確保

きのこ原木等の放射性物質濃度の指標値

きのこの放射性物質濃度が基準値（100 Bq/kg）を超えないように、きのこ原木・ほだ木・菌床用培地に含まれる放射性物質濃度の指標を設定

指標値（Bq/kg）	
きのこ原木及びほだ木	50
菌床用培地及び菌床	200

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植えたもの
菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

安全な原木の確保



- 原木・ほだ木の購入支援
- 原木の需給のマッチング
- 簡易ハウスの導入

放射性物質の低減技術



プルシアンブルーによる除染試験

栽培ガイドラインの策定

栽培管理の具体的取組事項の普及・指導（自治体→生産者）

情報発信・巡回指導

野生きのこ・山菜の採取に関する情報提供、注意喚起

- 検査の徹底、栽培管理ガイドラインの普及等を実施。
- 東日本産の乾しいたけの多くを扱う J A 全農椎茸事業所及び日椎連市場においては、食品放射能測定システム導入により、市場に出品される乾しいたけの全量検査（スクリーニング）を実施し安全性を確保。

乾しいたけ全量検査の実施



専門コンテナ（20kg）に移し替え



コンベア式の測定器で測定（1分程度）



一定以上の値が検出されると赤表示

栽培管理ガイドライン

- 出荷制限を解除するためには、汚染の要因を栽培管理により取り除くことが必要。
- 現時点における知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な栽培管理の取組事項をガイドラインとして都道府県等へ通知。

ガイドラインの内容

都道府県が、ガイドラインをもとに、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択し、チェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

〈必須工程〉



〈放射性物質を低減するための重要工程〉

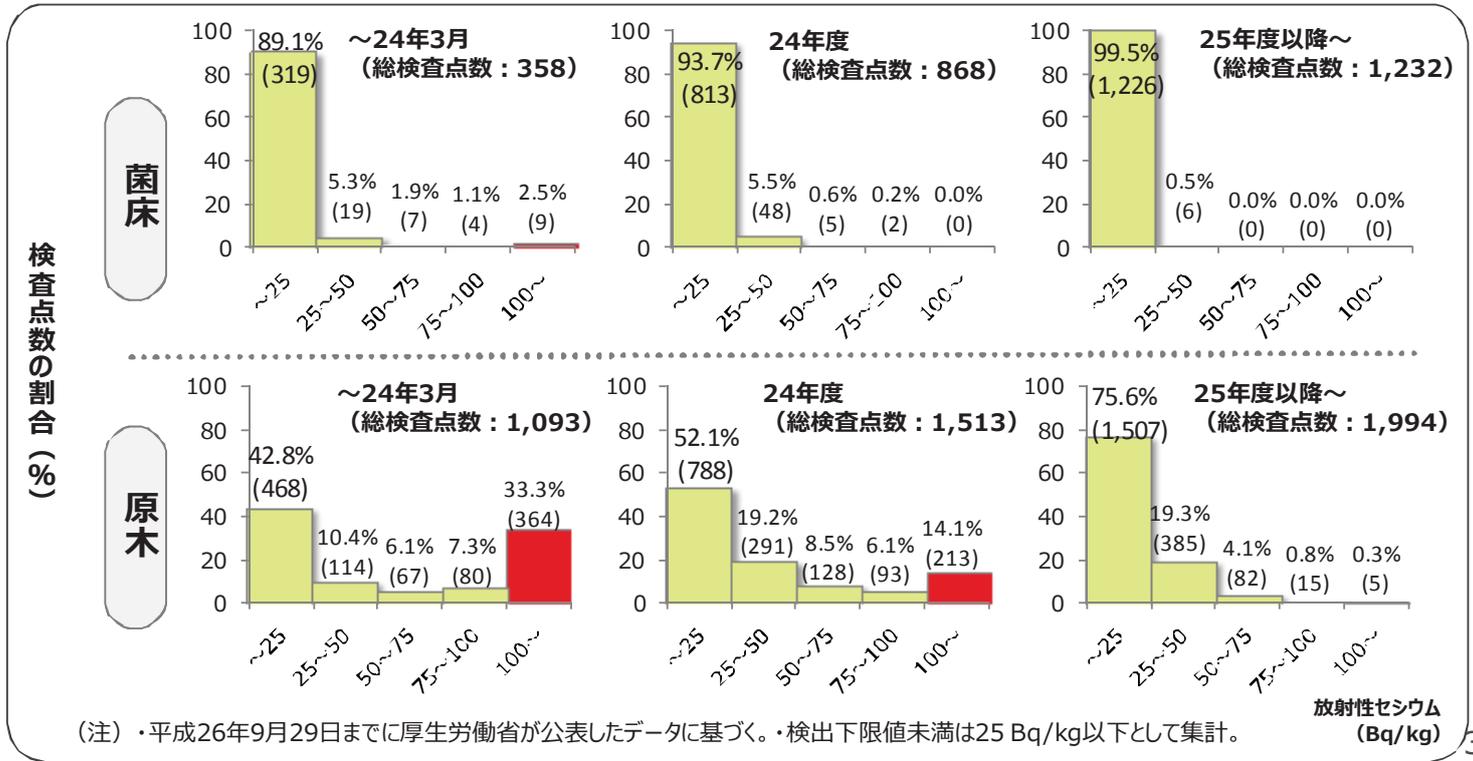


状況に応じて

※ 本ガイドラインは、出荷制限が指示された地域が否かを問わず安全なきのこを栽培するためのものとしての位置付け。
 ※ 出荷制限が指示された地域については、放射性物質の影響を低減させるための本ガイドラインを活用した栽培管理を実施し、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、出荷制限の解除が可能。

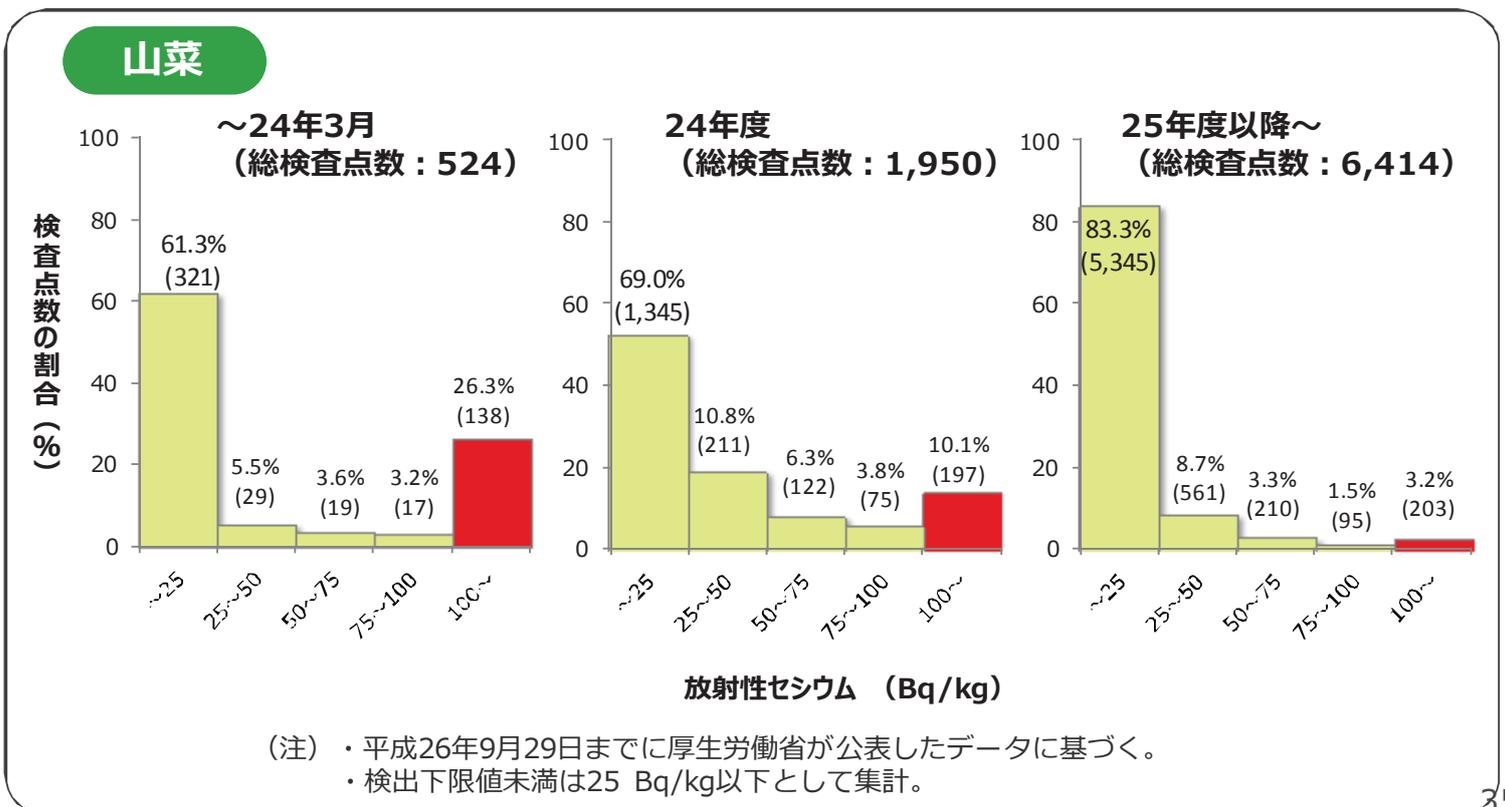
検査結果：しいたけ（菌床・原木）

- 菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものはない。
- 原木しいたけは、23年度、基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々低下。



検査結果：山菜等

- 山菜や野生きのこでは、24年度以降も基準値を超えたものがある。



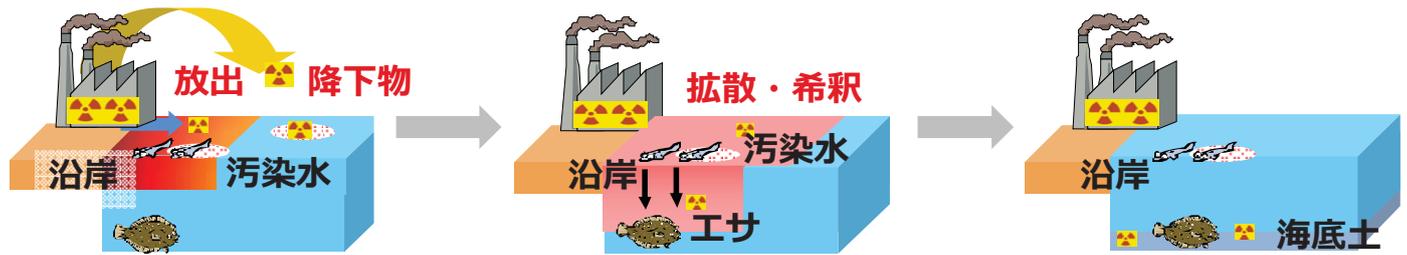
● 野生きのこや山菜では、24年度以降も基準値を超えたものがある。

原子力災害対策特別措置法に基づく特用林産物に対する出荷制限等は12県（平成26年11月20日現在）

<p>■福島県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 17市町村 原木しいたけ（施設栽培） 2市町 ※伊達市は一部解除</p> <p>原木なめこ（露地栽培） 2市 野生きのこ 55市町村 たけのこ 22市町村 くさそてつ（こごみ） 15市町村 ふきのとう（野生） 10市町村 わさび（畑で栽培されたもの） 2市町 こしあぶら 49市町村 ぜんまい 10市町村 ぜんまい（野生） 2町村 たらめ（野生） 25市町村 わらび 9市町村 わらび（野生） 2市町 ふき（野生） 3町村 うわばみそう（みず）（野生） 2市町 うど（野生） 5市町村</p> <p>■青森県</p> <p>野生きのこ 4市町</p> <p>■岩手県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 13市町 ※山田町、花巻市、北上市は一部解除 原木なめこ（露地栽培） 5市 原木くりたけ（露地栽培） 2市 野生きのこ 9市町</p>	<p>こしあぶら 7市 たけのこ 3市 わらび（野生） 5市町 ぜんまい 3市 せり（野生） 2市</p> <p>■宮城県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 21市町 ※登米市は一部解除</p> <p>野生きのこ 3市 くさそてつ（こごみ） 4市町 たけのこ 3市町 たらめ（野生） 3市 こしあぶら 7市町 ぜんまい 3市町</p> <p>■茨城県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 11市町 原木しいたけ（施設栽培） 3市町</p> <p>たけのこ 14市町 こしあぶら（野生） 3市</p> <p>■栃木県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 21市町 ※芳賀町は一部解除 原木しいたけ（施設栽培） 9市町 ※矢板市、鹿沼市、さくら市、芳賀町、日光市、那須塩原市は一部解除</p> <p>原木なめこ（露地栽培） 10市 原木くりたけ（露地栽培） 17市町</p>	<p>野生きのこ 12市町 たらめ（野生） 9市町 たけのこ 5市町 くさそてつ（野生） 3市町 こしあぶら（野生） 14市町 さんしょう（野生） 4市 ぜんまい（野生） 3市町 わらび（野生） 5市</p> <p>■群馬県</p> <p>野生きのこ 7市町村</p> <p>■埼玉県</p> <p>野生きのこ 4町</p> <p>■千葉県</p> <p>原木しいたけ（露地栽培） 10市 ※山武市、佐倉市、君津市、富津市は一部解除 原木しいたけ（施設栽培） 3市 ※山武市、君津市、富津市は一部解除</p> <p>たけのこ 4市町</p> <p>■長野県</p> <p>野生きのこ 7市町村 こしあぶら 4市町村</p> <p>■山梨県</p> <p>野生きのこ 3市町村</p> <p>■静岡県</p> <p>野生きのこ 5市町</p>
--	---	---

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物（きのこ等）
- (5) 水産物

海面の汚染の進行過程



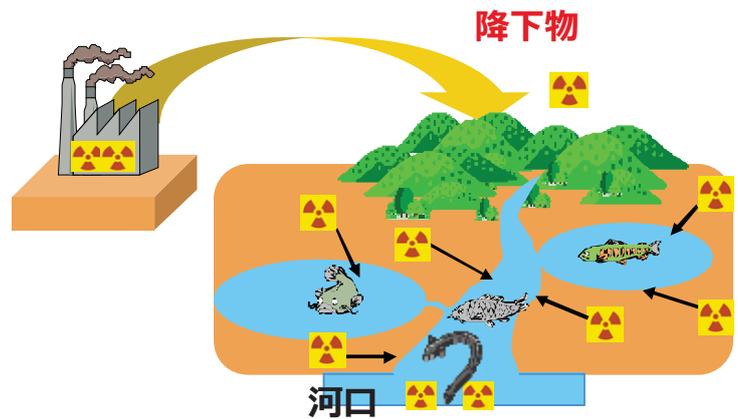
大気中からの降下物及び汚染水により、海洋に放射性物質が放出

大量の海水により拡散・希釈されながら、海流により移動

徐々に海底に移動

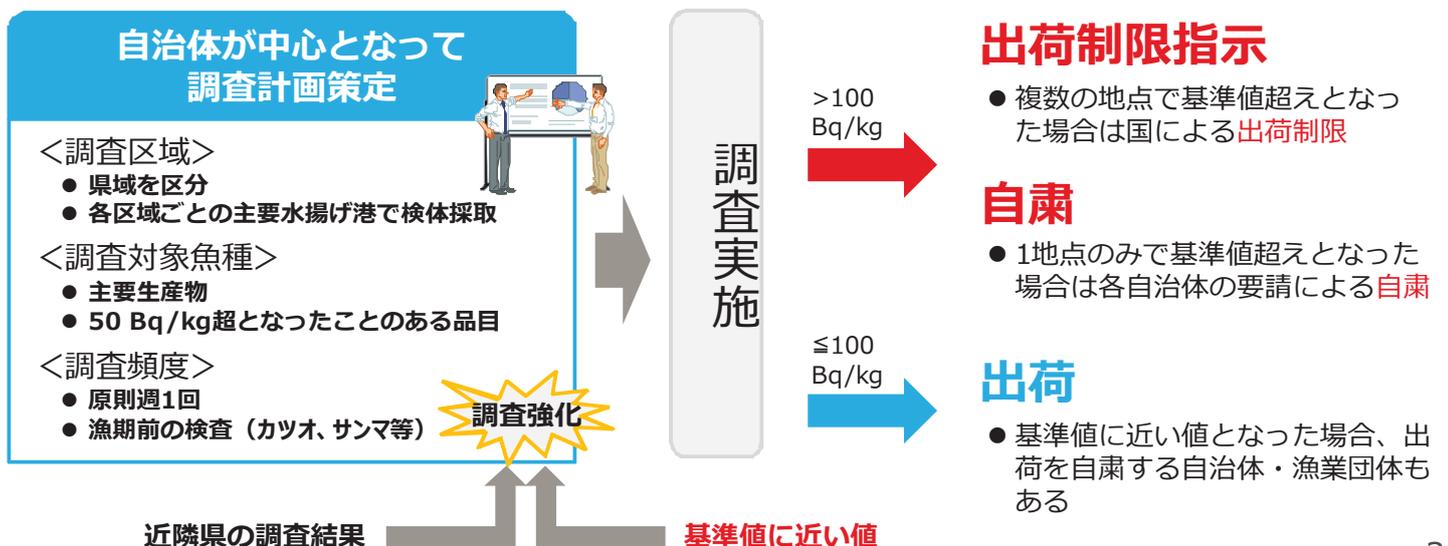
内水面の汚染の進行過程

雨や雪解け水により、河川・湖沼に徐々に移動。最終的には海へ流れ込むか、湖底に移動。



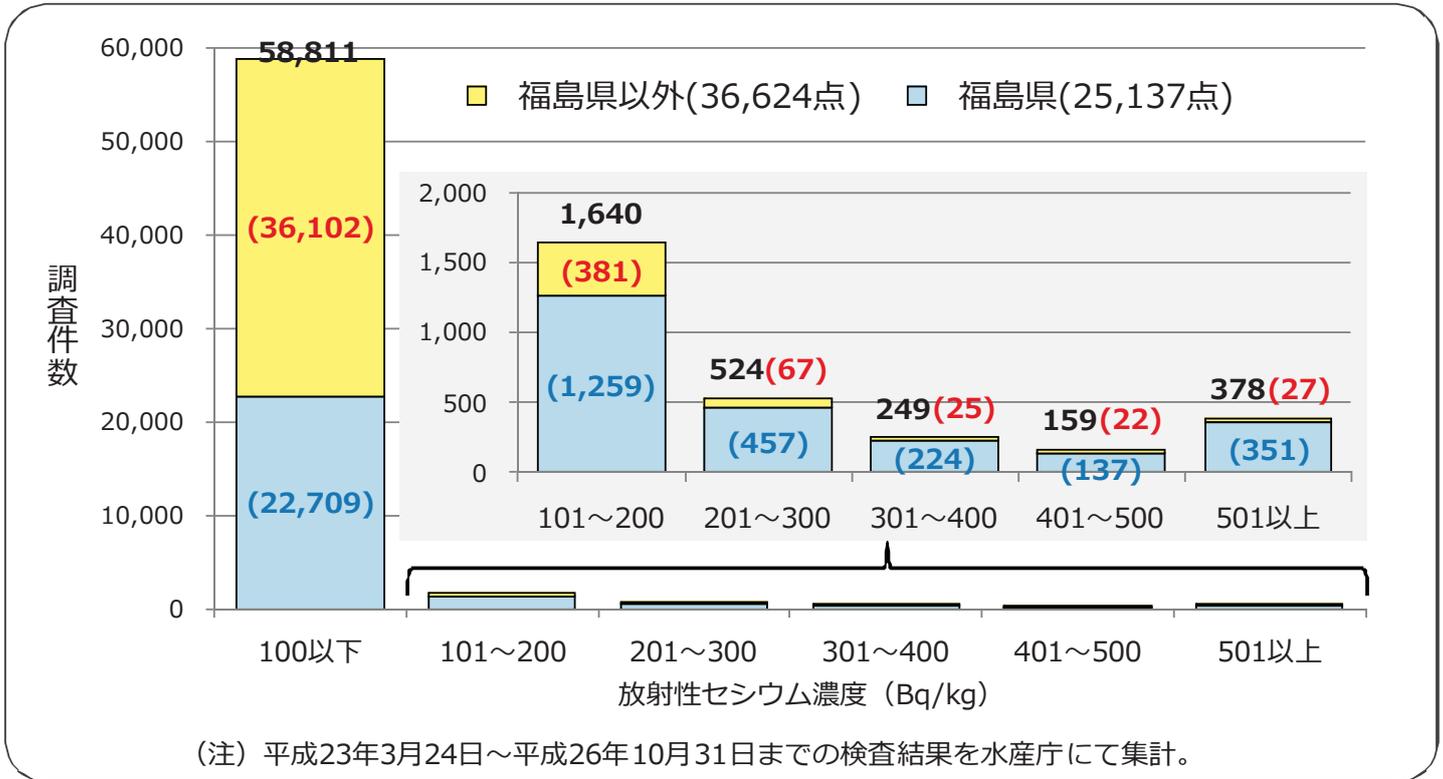
水産物の調査の流れ

- 主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。



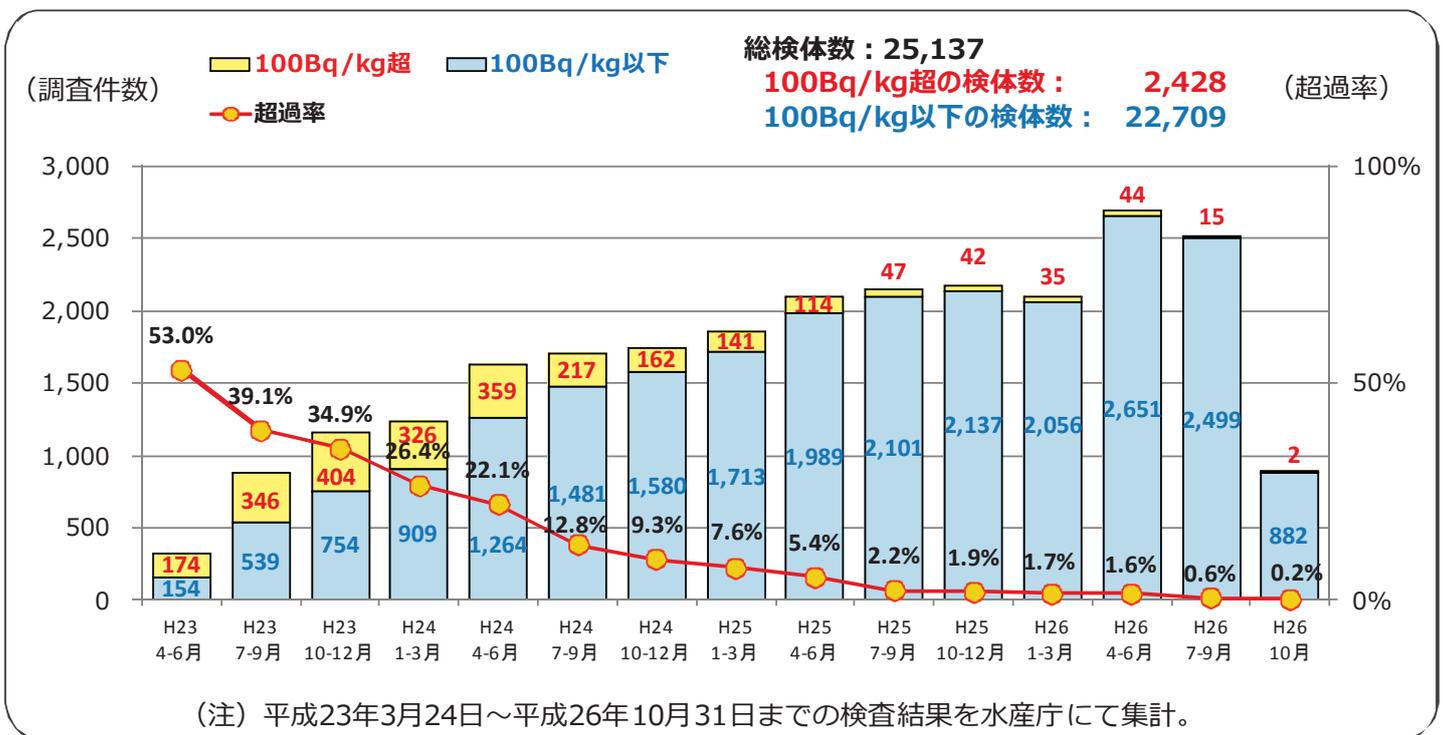
検査結果：水産物全体

- 95.2% (61,761検体中58,811検体) が100 Bq/kg以下。
- 福島県では、90.3%が、福島県以外では、98.6%が100 Bq/kg以下。



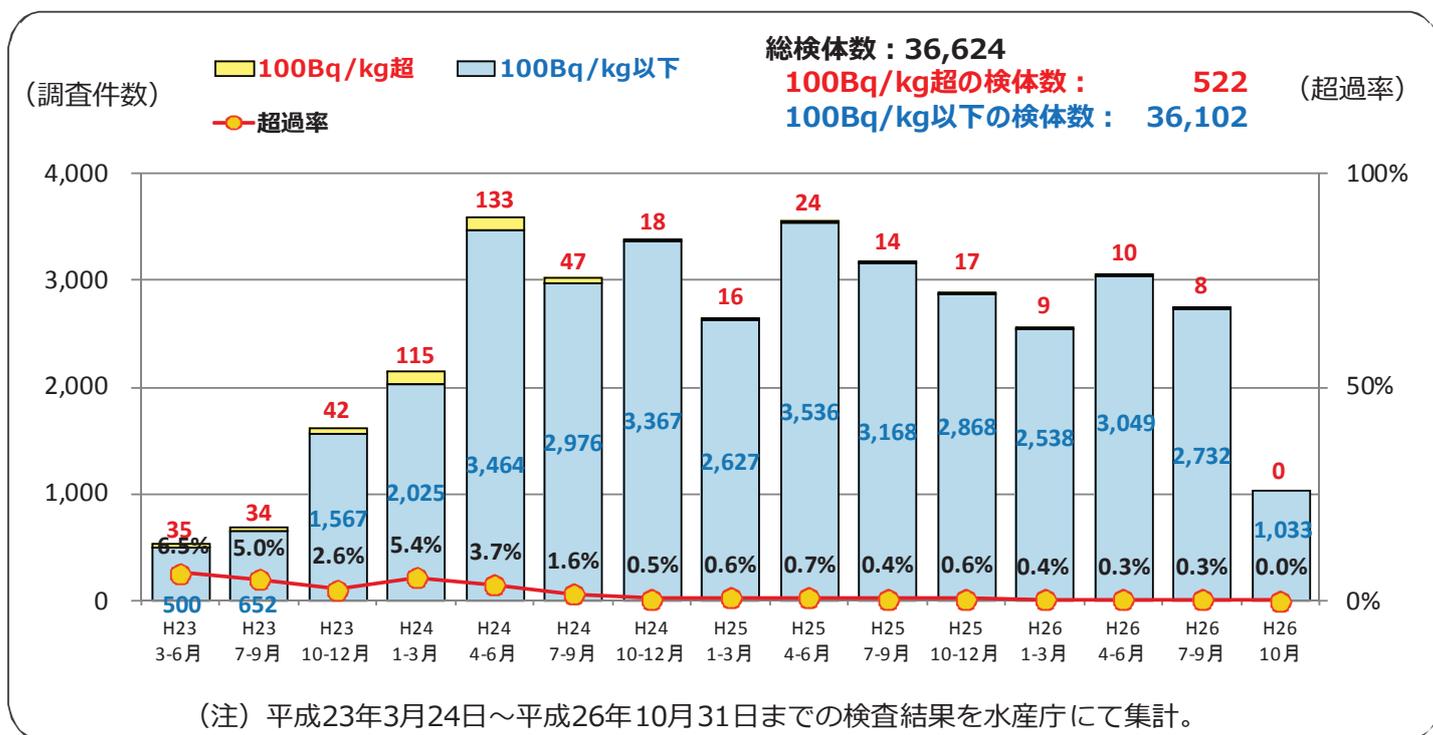
検査結果：福島県の水産物

- 平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が53%となっていたが、平成26年10月では0.2%まで低下。
- 試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。



検査結果：福島県以外の水産物

- 100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成26年4-6月期は0.3%まで低下
- 平成26年10月には0%に低下



魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

- 現在は、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、福島県も含め、すべての都道府県で基準値以下。

24年度以降、すべての都道府県で基準値以下が確認されている代表的な海産物

海藻類	全種					
貝類	全種					
イカ・タコ類	全種					
エビ・カニ類	全種					
表層魚	イワシ類	サンマ	イカナゴ	シラス	カマス類	トビウオ
中層魚	サバ類	カジキ類	カツオ類	マグロ類	ギンザケ	シロザケ
	ブリ	アオザメ	ヨシキリザメ	カンパチ	コノシロ	サワラ
	シイラ	シシャモ	チダイ	ヒラマサ		
底層魚	アカムツ	アジ類	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ
	キンメダイ	キチジ	トラフグ	ニシン	マハゼ	マフグ
	ミギガレイ					
哺乳類	クジラ類					

- 食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がり認められる場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

(平成26年10月31日現在)

	海面	内水面
福島	ヒラメ、イシガレイ、コモンカスベ、シロメバル、マダラ、クロダイ、スズキのほかに28種の海産物（福島県沖）	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ヤマメ・ウナギ（一部の河川等） ヤマメ（新田川） ※ヤマメは摂取制限あり
岩手	スズキ・クロダイ（岩手・宮城県境の正東線以南）	イワナ・ウグイ（一部の河川等）
宮城	スズキ・クロダイ（宮城県沖）	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ（一部の河川等）
茨城	シロメバル・スズキ・コモンカスベ・マダラ（茨城県沖） イシガレイ・ヒラメ（北緯36度38分以北の茨城県沖）	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ（一部の河川等）
栃木	-	イワナ（一部の河川等）
群馬	-	イワナ・ヤマメ（一部の河川等）
千葉	-	ウナギ・コイ・ギンブナ（一部の河川等）

44

福島県から出荷される水産物の安全性確保

福島県沖の現状

- 震災以降、県内の漁業協同組合が、すべての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業自粛を継続。
- 福島県が福島県沖で毎週150検体程度の水産物を検査。
- 検査結果をふまえ、出荷制限が指示されていない魚種のうち、放射性物質の値の低い海域・種のみを対象として、平成24年6月から試験操業・販売を実施。

汚染水問題との関係

- 平成25年7月の汚染水漏洩報道の後、試験操業を一時中断。
- 福島県が海水を検査した結果、放射性セシウム濃度及び全β放射能について、事故発生前の値と同程度であることを確認。
- 水産物についても、汚染水漏洩報道の前後で検査結果に差がないことを福島県が確認。平成25年9月25日から試験操業を再開。

引き続き検査により水産物の安全を確認しつつ
試験操業・販売の海域・種の拡大を検討。

45